

令和8年4月22日

会 員 各 位

一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会

「タクシー事業における軽自動車の活用について」の制定等に係る意見募集について

平素より協会業務に対し格段のご高配及びご協力を賜り、誠に有難うございます。

今般、全タク連より件名に係る意見募集が開始された旨の通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

本件は、タクシー事業における担い手不足やLPGスタンドの減少等を踏まえ、軽自動車を含め地域の輸送資源をフル活用して、交通空白の解消を促進する観点から、関係通達の一部改正を行うという事が背景となっています。

なお、意見等をご提出する場合には、所定の提出方法及び様式等により、国土交通省物流・自動車局旅客課あてに、直接ご提出をお願いいたします。

事務連絡
令和8年4月20日

専務理事各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
理事長 新田 慎二

「タクシー事業における軽自動車の活用について」の制定等にかかる
意見募集について

国土交通省は、今般、別添のとおり「タクシー事業における軽自動車の活用について」の制定等にかかる意見募集を開始したのでお知らせいたします。

本件につきましては、本年3月18日付けで国土交通省物流・自動車局長に対し要望（全タク連発第187号「内燃機関係軽自動車タクシーの導入について」）したところ です。

つきましては、了知されるとともに各都道府県協会においてご意見がある場合は、直接同省物流・自動車局旅客課意見募集担当に対して所定の様式でご提出いただき、その写しを全タク連宛てにご送付いただきますようお願いいたします。

「タクシー事業における軽自動車の活用について」の制定等
にかかる意見募集について

令和8年4月17日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり、「タクシー事業における軽自動車の活用について」の制定等について検討を進めております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様に御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「タクシー事業における軽自動車の活用について」の制定等について（別紙）

2. 意見募集期間

令和8年4月17日（金）～令和8年5月16日（土）必着

3. 意見の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

御意見をいただく際には、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

国土交通省物流・自動車局旅客課 パブリックコメント担当
電子メールアドレス：hqt-ryokaku_law_pc@gxb.mlit.go.jp

(3) 郵送の場合

国土交通省物流・自動車局旅客課 パブリックコメント担当
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

4. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

5. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課 03-5253-8569

(意見提出様式)

国土交通省物流・自動車局旅客課 パブリックコメント担当 宛

「タクシー事業における軽自動車の活用について」の制定にかかる意見募集について

1. 氏 名
2. 会社名／部署名
3. 住 所
4. 電話番号
5. 電子メールアドレス
6. 意 見

(該当箇所)

(意見)

「タクシー事業における軽自動車の活用について」 の制定等について

1. 背景

タクシー事業における担い手不足やLPGスタンドの減少等を踏まえ、軽自動車を含め地域の輸送資源をフル活用して、交通空白の解消を促進する観点から、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の導入について」の制定及び関係通達の一部改正を行う。

2. 概要

(1) 対象地域・車両台数について

対象地域は導入を要望する営業区域単位とし、営業所毎に配置する車両台数は一定割合までとする

(2) 車両の基準について

- ① セーフティ・サポートカーS（サポカーS）ベーシック以上の機能を有した車両
- ② ドライブレコーダー（前方及び車内）を搭載した車両

(3) 車両の整備管理について

12ヶ月毎の年次検査、3ヶ月毎の定期点検を実施

(4) その他の事項について

各導入地域において、利用者への周知や問い合わせ対応に向けた措置を講ずる

(5) その他所要の改正

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成13年10月26日付国自旅第100号）の別表に軽自動車を追加

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和8年6月上旬

施行：令和8年6月上旬